

角田市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づき、マンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び省令の定めるところによる。

(管理計画の事前確認)

第3条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が発行する事前確認適合証の交付を受けなければならない。

2 省令第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前項に規定する事前確認適合証の写しとする。

(認定の申請)

第4条 申請者は、センターが提供する管理計画認定手続支援サービスにより、手続しなければならない。

2 申請者は、省令第1条の2第1項に規定する別記様式第1号による申請書の正本及び副本並びに事前確認適合証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定は、法第5条の6の規定による認定の更新の申請（以下「更新申請」という。）について準用する。この場合において、前項中「省令第1条の2第1項に規定する別記様式第1号」とあるのは、「省令第1条の7第1項に規定する別記様式第1号の3」と読み替えるものとする。

(認定の通知)

第5条 市長は、認定申請があった場合において、当該認定申請に係る管理計画が法第5条の4に規定する認定基準に適合すると認めるときは、省令第1条の6に規定する省令別記様式第1号の2による認定通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該認定申請をした者（以下「認定管理者等」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定は、更新申請について準用する。この場合において、前項中「省令第1条の6に規定する別記様式第1号の2」とあるのは、「省令第1条の8に規定する別記様式第1号の4」と読み替えるものとする。

(認定を受けた計画の変更)

第6条 認定管理者等は、法第5条の7第1項に規定する管理計画の変更（第8条に規定する軽微な変更を除く。）の認定申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとするときは、省令第1条の10に規定する別記様式第1号の5による申請書の正本及び副本に、変更に係る添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

(変更の認定の通知)

第7条 市長は、変更認定申請があった場合において、当該変更認定申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、省令第1条の11に規定する別記様式第1号の6による変更認定通知書に前条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、認定管理者等に通知するものとする。

(軽微な変更)

第8条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第1号）に、変更に係る添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 第4条又は第6条の申請をした者は、市長の認定を受ける前にその申請を取り下げようとする場合は、取下届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、認定申請に係る管理計画が認定基準に適合しない場合は、マンション管理計画を認定しない旨の通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、更新申請及び変更認定申請について準用する。

(報告の徴収)

第11条 市長は、法第5条の8に規定する管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、管理状況報告依頼書（様式第4号）により通知するものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められたときは、管理状況報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

(管理の取りやめ)

第12条 認定管理者等は、第5条の規定による通知を受けたマンションの管理を取りやめようとする場合は管理取りやめ申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知を行う場合は、認定取消通知書(様式第7号)により行うものとする。

(公表)

第14条 市長は、管理計画を認定したときは、マンションの名称、所在地、認定日、認定コード(認定したマンションに対し、市長が付与するもの)等の情報を公表することができる。ただし、公表の対象となるこれらの情報について、認定管理者等から特段の意思表示があった場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。